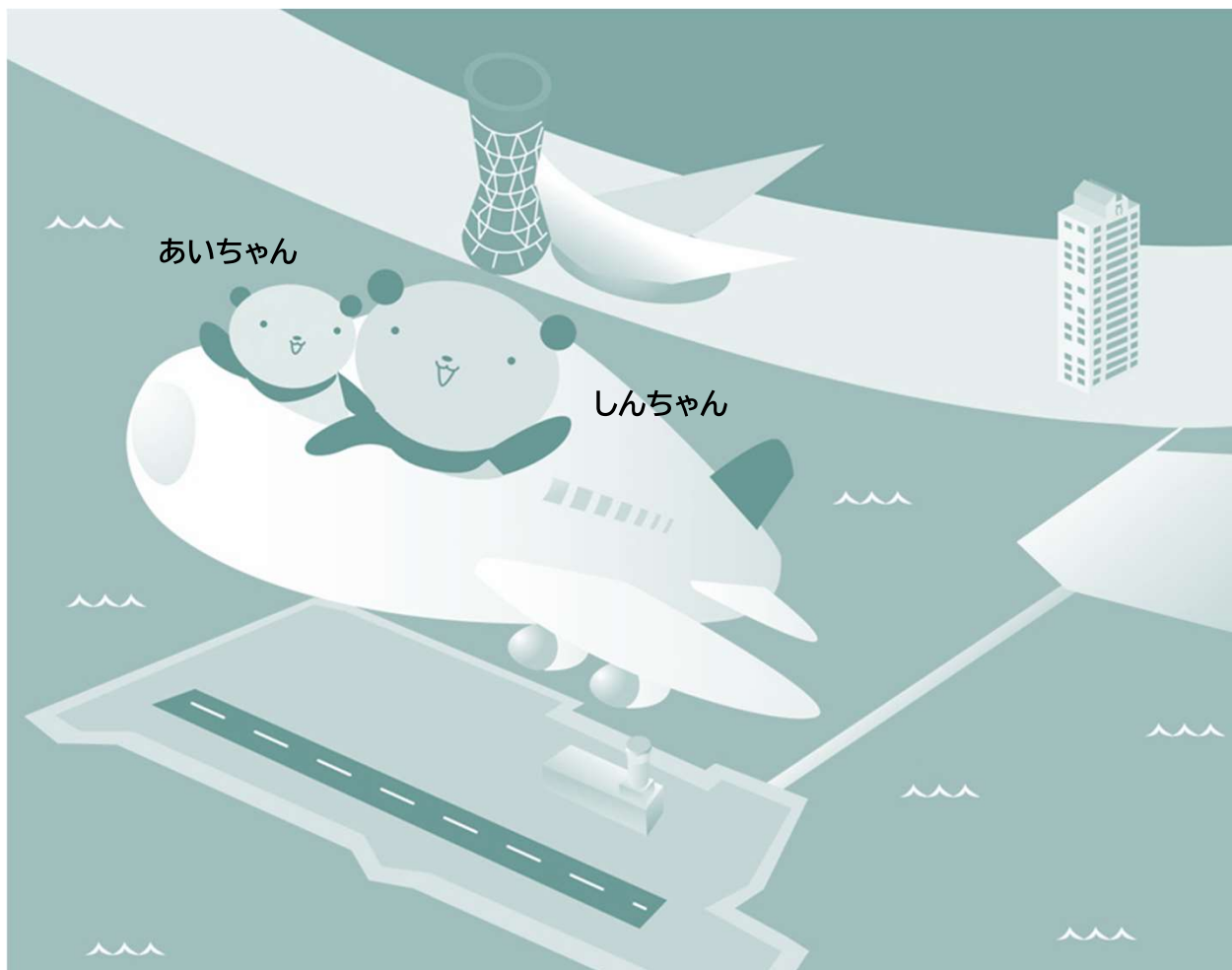


2026 ディスクロージャー



しよくしんの現況 令和7年度（第72期）



神戸市職員信用組合

目

次

ごあいさつ	 P.1
-------	-----------

しょくしんの概要

● 経営理念・方針	 P.2	● 事業の組織*	 P.4
● 事務所の名称・所在地*	 P.2	● 役員一覧*	 P.4
● ATM設置状況	 P.2	● 主要な事業の内容*	 P.4
● 地区一覧*	 P.2	● 証券業務	 P.4
● 組合員数の推移	 P.2	● 国際業務	 P.4
● 当組合のあゆみ（沿革）	 P.3	● 当組合の子会社	 P.4
● トピックス	 P.3	● 総代会について	 P.5

令和7年度決算報告

● 令和7年度	 P.7	● 業績ハイライト	 P.8
経営環境・事業概況*		・損益勘定の状況	・自己資本比率の推移
		・主要勘定の状況	・配当金について

主要な事業のご案内

● 預金	 P.11	● 手数料一覧	 P.13
● 融資	 P.11	● 預金保険制度について	 P.13

経営管理体制

● 法令等遵守体制*	 P.14	● 地域貢献に対する取組	 P.16
● 苦情処理措置*	 P.14	● 中小企業の経営の改善	 P.16
● 紛争解決措置*	 P.14	及び地域の活性化の	
● 金融商品に係る勧誘方針	 P.15	ための取組状況*	
● マネー・ローンダリング	 P.15	● 「経営者保証に関する	 P.16
テロ資金供与及び拡散金融		ガイドライン」の活用	
対策に係る対応方針		について	
● カスタマーハラスメント	 P.15		
対策基本方針			

資料編	 P.17
-----	------------

*は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されている法定開示項目です。



組合員の皆様には、平素より格別なご愛顧とお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。
このたび、当組合の現況(令和7年度・第72期)を「ディスクロージャー誌」として取りまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご利用いただきたいと思います。

当組合は相互扶助の精神に基づき、神戸市職員の出資により昭和29(1954)年に設立された「職員のための金融機関」で、神戸市職員共済組合、神戸市職員共助組合と並ぶ厚生団体です。

「しょくしん」の愛称のもと、協同組合組織の金融機関として、利益を追求せず、金融業務を通して神戸市職員の福利厚生の向上を図り、職員が職場で安心して働き、家庭・地域で安定した生活を送ることに貢献することを目的としています。

「しょくしん」の第72期は、前期から継続して実施した「SSS住宅ローン特別金利キャンペーン(創立70周年+1(プラスワン))」や、恒例の「自動車ローン特別金利キャンペーン」等が好評を得ることができました。

また、預金につきましても、各種の預金・積金キャンペーンの実施や若年層に向けた新商品「特別金利つみきん<U-29>」の発売などを通して、各世代のライフスタイルに応じた金融商品を提供することで、預金量の確保に努めてまいりました。

令和6(2024)年10月には創立70周年を迎えたことから、組合員の皆様からロゴマークとキャッチフレーズの公募を行い、多数の応募の中からしょくしんのキャラクターをモチーフにした新たなロゴマークとキャッチフレーズ「あなたと歩む、しょくしん」が生まれました。

金融経済情勢に目を向けますと、日銀による政策金利の引き上げなどにより、金融機関における金利競争が加速し、今後も金利の上昇傾向が見込まれます。この中で「しょくしん」は金利の動向や収支バランスを考慮しながら、預金の確保や融資の増加に取り組むとともに、余裕資金の効率的な運用を行うことにより、安定した経営を持続してまいります。

これからも神戸市職員に最も身近で信頼される「しょくしん」をめざして、各種金融サービスを提供してまいります。



<新たなロゴマークとキャッチフレーズ>

神戸市職員信用組合

組合長 今西 正男

しょくしんの概要

●第14次中期経営計画 経営理念・方針

“ちかくにいるから、チカラになれる”

1 対象期間 令和6年度～令和8年度

2 経営理念

当組合は、相互扶助の精神に基づく協同組合組織として、組合員の福利厚生に貢献するとともに、組合員にもっとも身近で信頼される金融機関を目指します。

3 経営方針

1. 安定した経営を維持するための基盤の確立

満足度の高い商品やサービスを提供して、より多くの組合員にご利用いただくことで、預金量と融資量を確保するとともに、組合員の生活をサポートしていきます。

2. より身近に感じていただける情報発信の充実

“しょくしん”の魅力やメリットなどの情報発信を充実させ、“しょくしん”をより身近に感じていただけるよう取り組んでいきます。

3. 組合員から信頼される経営管理態勢の継続

組合員に安心してご利用いただくために、組織として適正な経営管理態勢を継続するとともに、リスク管理態勢と法令遵守の徹底により、組合員の資産や情報を守ります。

4 計数目標

項 目	目 標 値
預金残高	770億円
融資残高	100億円
自己資本比率	20%
新規採用者加入率	70%
当期純利益(税引後)	5,000万円

●事務所の名称・所在地 (令和8年7月1日現在)

住 所 : 神戸市中央区御幸通6-1-12 (三宮ビル東館2階)
A T M : 2台
電話番号 : 078-984-0500 (代表)
取扱時間 : (窓 口) 9時00分～11時00分、12時00分～15時00分
(ATM) 8時45分～17時00分

●ATM設置状況 (令和8年7月1日現在)

事務所内 : ATM 2台
事務所外 : ATM11台
(市役所、各区役所(中央区役所・北神区役所を除く)、中央市民病院及び西市民病院に設置)

●地区一覧 (令和8年7月1日現在)

兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、東京都

●組合員数の推移

区 分	令和6年度末	令和7年度末
個 人	25,922 人	25,716 人
法 人	4	4
合 計	25,926	25,720

●当組合のあゆみ(沿革)

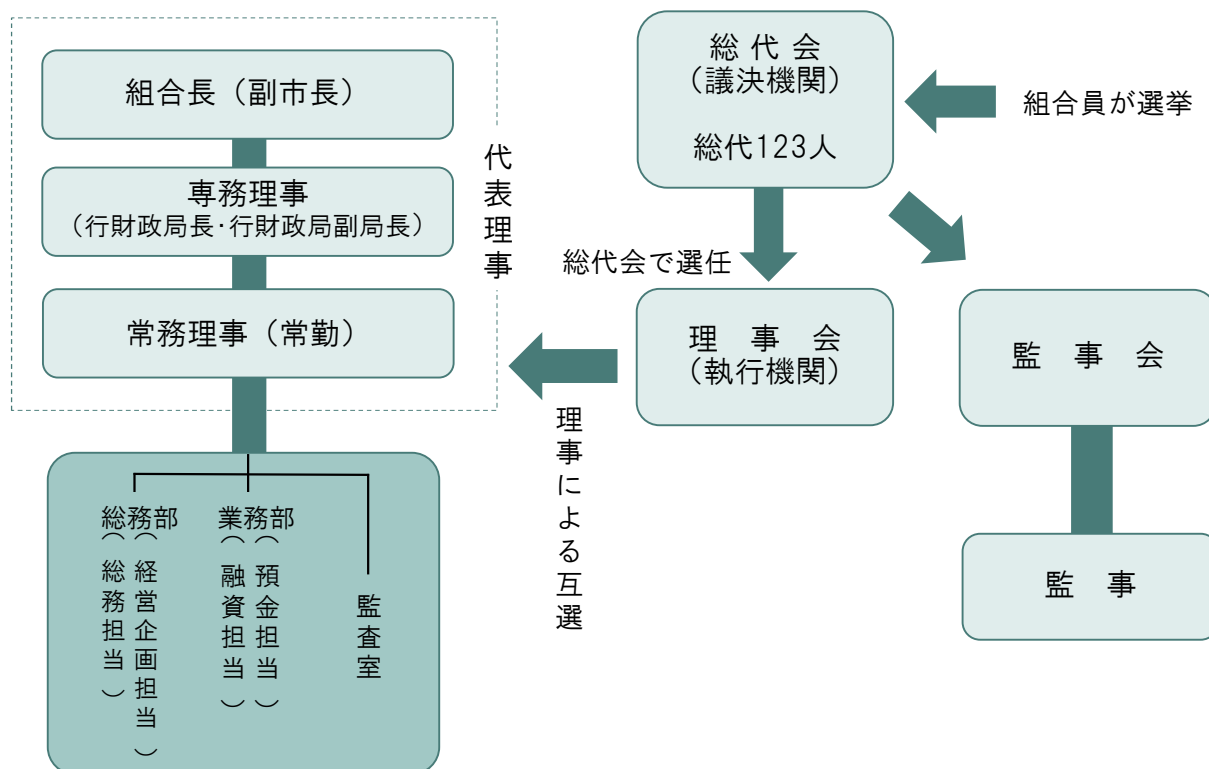
昭和	29年	10月	1日	神戸市職員信用組合設立（神戸市兵庫区松本通）
	30年	10月	1日	各区役所に分室を設立
	32年	4月	26日	市役所新築に伴い生田区(現中央区) 加納町6丁目7に移転
	54年	10月	1日	普通預金オンラインシステム開始
	56年	3月	26日	定期預金オンラインシステム開始
	57年	11月	26日	信用組合相互間の為替オンラインの実施
	58年	11月	21日	キャッシュカードの利用開始
	62年	3月	2日	全店オンライン開始
	62年	4月	1日	各区分室・中央市民病院分室を出張所に変更
平成	4年	1月	4日	新システム導入（普通・定期預金オンライン稼働）
	7年	1月	4日	西市民病院分室を出張所に変更
	7年	1月	17日	阪神・淡路大震災により本店事務所倒壊
	7年	5月	1日	本店事務所移転（神戸商工貿易センター24階）
	8年	4月	1日	〃（神戸市役所1号館23階）
	9年	3月	31日	〃（神戸市役所3号館別館3階）
	10年	3月	31日	組合員資格を退職者にも拡大
	12年	5月	17日	西市民病院出張所再開
	14年	1月	4日	SKC（共同）センターへ移行
				区役所出張所ATM化
	14年	10月	1日	退職脱退者にも組合員資格拡大
	15年	12月	26日	病院出張所ATM化
	17年	3月	1日	決済用預金導入
	19年	5月	7日	SKC第5次システム更新
令和	19年	9月	1日	営業地区の拡大
	21年	4月	27日	本店事務所移転（神戸市役所3号館5階）
	25年	4月	1日	口座振替業務開始
	27年	5月	7日	SKC第6次システム更新
	30年	2月	2日	しょくしんホームページの開設
	元年	9月	17日	本店事務所移転（三宮ビル東館2階）
	元年	10月	28日	神戸市役所1号館19階にATM設置
	5年	1月	10日	インターネットバンキングサービス開始
	5年	5月	7日	SKC第7次システム更新
	6年	9月	17日	LINE公式アカウント開設
	6年	10月	1日	創立70周年を迎える
	6年	12月	11日	「PayPay」「J-Coin Pay」との口座連携開始

●トピックス

令和 7 年度	4月	◆（創立70周年記念）SSS住宅ローン特別金利キャンペーン延長
	6月	◆ 第71回定時総代会開催
		◆（創立70周年記念）ATMハッピーボーナス定期預金特別金利キャンペーン実施
	7月	◆（創立70周年記念）定期積立特別金利キャンペーン実施
	8月	◆ 楽住活応援フェア開催（兵庫県学校厚生会、兵庫県警察信用組合と合同開催）
	10月	◆（創立70周年記念＋1）SSS住宅ローン特別金利キャンペーン再延長
	11月	◆ 新キャッチフレーズ・新ロゴマーク決定
	12月	◆ ATMハッピーボーナス定期預金特別金利キャンペーン実施
	1月	◆ 自動車ローン特別金利キャンペーン実施
		◆ 楽住活応援フェア開催（兵庫県学校厚生会、兵庫県警察信用組合と合同開催）
	2月	◆ 懸賞付定期預金の実施
		◆ 退職金特別定期預金の実施
		◆（新商品）特別金利つみきん＜U-29＞の発売
令和 8 年度		◆ プロアイスホッケークラブ「スターズ神戸」のサポートカンパニーに就任
		◆ ATMハッピーボーナス定期預金特別金利キャンペーンPLUS+実施
		◆（新商品）給与天引積立定期預金エンドレスの発売
		◆ 懸賞付定期預金の実施
		◆ 退職金特別定期預金の実施
		◆ 自動車ローン特別金利キャンペーン実施

●事業の組織

(令和8年7月1日現在)



●役員一覧(理事および監事の氏名)

(令和8年7月1日現在)

組 合 長／今西 正男	専務理事／正木 祐輔	専務理事／坂井 亘	常務理事／真嶋 和弘
理 事／松浦 守	理 事／渡辺 伸	理 事／丹沢 靖	理 事／永田 章彦
理 事／梅永 司	理 事／山出 和史	理 事／北川 学	理 事／小原 王之
理 事／奥 博之	理 事／久常 順治	理 事／小川 紀子	理 事／橘 和雄
監 事／中田 裕子	監 事／中村 功	監 事／吹田 勇人	

●主要な事業の内容

A.預金業務	
(イ) 預金	普通預金、定期預金、定期積金等を取り扱っています。
(ロ) 譲渡性預金	取り扱っていません。
B.貸出業務	証書貸付及び当座貸越を取り扱っています。
C.商品有価証券売買業務	取り扱っていません。
D.有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。
E.内国為替業務	振込、送金を取り扱っています。
F.外国為替業務	取り扱っていません。
G.社債受託及び登録業務	取り扱っていません。
H.金融先物取引等の 受託等業務	取り扱っていません。

●証券業務

- ・公共債引受額…取り扱っていません。 ・公共債窓販実績…取り扱っていません。

● 國際業務

- ・外国為替取扱高…取り扱っていません。 ・外貨建資産残高…取り扱っていません。

●当組合の子会社

- 該当ありません。

●総代会について

1. 総代会のしくみ

当組合は、神戸市職員及びその退職者等を対象とし、「組合員の福利厚生に貢献するとともに、組合員にもっとも身近で信頼される金融機関を目指すこと」を基本理念とした職域信用組合です。

信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員が25,720名（令和8年3月末現在）と多く、総会の開催が困難であるため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、組合員の総意により組合の意思を決定する機関として総会に代わる「総代会」を設けています。

総代会では、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選挙された総代が、総会の権限に属する事項について協議します。

定時総代会は毎年6月末頃に開催し、前期の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案、当期の事業計画及び損益目論見書案の承認や役員選任に関する事項などを議決します。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、総代選挙規程に基づき選出されます。

（１）総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各局室区等毎に選挙で選出されます。なお、当組合は選挙区を27に分け、総代の選出を行っています。

（２）総代の任期、定数

総代の任期は3年です。総代の定数は、110名以上130名以下としており、現在は123名です。選挙区別の定数は、毎年4月1日または10月1日における組合員数のうち、選挙の公示日の直近の組合員数により按分しています。

3. 総代会の決議事項

第72回定時総代会は、令和8年6月25日（木）午後4時より、神戸市役所1号館14階 大会議室にて開催されました。

当日は総代123名のうち105名の出席（うち、書面議決書による出席95名）のもと、全議案が可決・承認されました。

決議事項

報告案件	令和7年度（第72期）事業報告の件
第1号議案	令和7年度（第72期）計算書類等承認の件
第2号議案	令和8年度（第73期）事業計画案及び損益目論見書案承認の件
第3号議案	所在不明組合員の除名の件
第4号議案	役員報酬限度額及び支給基準を定める件
第5号議案	役員選任の件

4. 総代の選挙区・定数・総代数

(令和8年7月1日現在)

(単位：人)

選挙区	選挙区の範囲	総代定数	総代数
1	危機管理局、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、市会事務局、労働組合、関係団体	2	2
2	企画調整局	2	2
3	地域協働局	1	1
4	行財政局	4	4
5	文化スポーツ局	2	2
6	福祉局	4	4
7	健康局	14	14
8	こども家庭局	8	8
9	環境局	7	7
10	経済観光局、農業委員会事務局	2	2
11	建設局	7	7
12	都市局	2	2
13	建築住宅局	2	2
14	港湾局	2	2
15	東灘区	1	1
16	灘区	1	1
17	中央区	2	2
18	兵庫区	2	2
19	北区・北神区役所	2	2
20	長田区	2	2
21	須磨区・北須磨支所	2	2
22	垂水区	2	2
23	西区	2	2
24	消防局	8	8
25	水道局・労働組合（水道）	4	4
26	交通局・労働組合（交通）	8	8
27	教育委員会事務局（学校園を含む）、労働組合（教育）	28	28
合 計		123	123

※総代名簿は事務所に備え付けています。

5. その他

組合員の皆様には、当ディスクロージャー誌をはじめ、当組合の商品内容や経営状況についてお知らせし、平時より当組合の経営に関心をもっていただくよう努めています。

また、組合員の皆様から頂戴したご意見やご要望につきましては、当組合の運営に反映させるように努めています。



令和7年度決算報告

●令和7年度 経営環境・事業概況

1. 事業方針

当組合は、主として神戸市職員を対象とする職域信用組合として、①安定した経営を持続するための基盤の確立、②より身近に感じていただける情報発信の充実、③組合員から信頼される経営管理態勢の継続を経営方針に定め、事業を推進しました。

2. 金融経済状況

令和7年度の日本経済は、堅調な企業収益と高水準の賃上げによる所得状況の改善、さらにデジタル化推進に向けた設備投資等により、穏やかな景気回復基調が続きました。

令和7年12月には日本銀行が政策金利を0.75%に引き上げ、国内債券の金利や、金融機関における預金・貸出金利の上昇が顕著になり、金融機関間における金利競争が加速しました。

中東情勢に伴う地政学的リスクの高まりや、国の財政悪化の懸念から、エネルギー価格の上昇と円安による物価上昇並びに長期金利の上昇が続いており、今後の経済動向の不透明感が生じています。

3. 業績

当組合は、金融機関を取り巻く変化の著しい環境においても、神戸市職員の福利厚生団体として、預金及び貸出金の金利優遇キャンペーンの実施や新商品の開発・販売により、組合員の資産形成と生活支援を通じて組合員への利益還元を行い、預金量の確保と貸出金の増加に努めました。

なお、主要項目の状況は下記のとおりです。

(1)預金・積金

令和7年度は、各種預金商品の金利を引き上げるとともに、キャンペーン等の実施を通じて預金量の確保を図ってまいりましたが、①日銀の政策金利引上げに伴う「金利のある世界」への転換による競争の激化や、②「貯蓄から投資へ」の潮流による組合員のリスク商品へのシフト、及び③組合員の高齢化に伴う口座整理と相続による資金流出により、前期比1,364百万円（△1.85%）減少し、72,170百万円となりました。なお、若年層向けの積金新商品「U-29」を開発し販売を開始しました。

(2)貸出金

令和7年度は、前期に実施して好評を得た「創立70周年記念SSS住宅ローン特別金利キャンペーン」の期間を当期末まで延長したことや、組合員間にも定着してきた「自動車ローン特別金利キャンペーン」の契約が好調に推移したことから、融資残高が前期比2,854百万円（28.33%）増加し、12,930百万円となりました。

(3)損益

経常収益は、市場金利の上昇に伴い、資金運用収益等が90百万円増加したことで、前期比89百万円（13.59%）増収し、747百万円となりました。

一方で経常費用は、預金利息の上昇に伴い、資金調達費用が94百万円増加したことと、収益の範囲内で評価損を減少させ、債券価格の回復の可能性が低い低利回りの有価証券の入換を図るため、国債等売却損を59百万円（前期比32百万円増）計上したことから、前期比148百万円（26.63%）増加して704百万円となり、税引後当期純利益は前期比44百万円（△51.86%）減少の41百万円となりました。

4. 事業の展望及び信用組合が対処すべき課題

今後も経済動向の不透明感が続く中で、金利の動向や収支バランスを考慮しながら、預金量の確保及び融資量の増加、並びに余裕資金の効率的な運用に取り組めます。

組合員に身近に感じていただけるよう、SNSの活用や職域における相談会の開催等積極的な広報・渉外活動を推進し、より多くの組合員に当組合の金融サービスを利用していただき、職域金融機関としての役割を果たします。

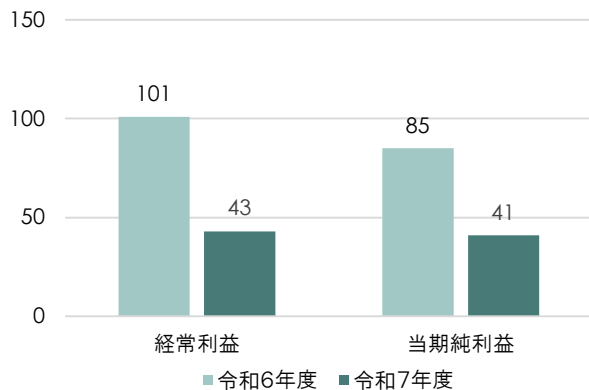
加えて、若手職員の加入と利用の促進に重点的に取り組み、持続可能な経営につなげます。

これからも、世代を超えた助け合いの精神により組合員の福利厚生の向上を図り、組合員が安心して働き、家庭・地域で安定した生活を送ることに貢献していきます。

損益勘定の状況

(単位:百万円)

経常利益・当期純利益



経常収益は、市場金利の上昇に伴う資金運用収益の増加により、前期比89百万円の増加となりました。一方で、預金金利の上昇による資金調達費用が94百万円増加したことと、収益の範囲内で評価損を減少させ、債券価格の回復の可能性が低い低利回りの有価証券の入換を図るため、国債等売却損59百万円を計上したことから、経常費用は前期比148百万円の増加となりました。この結果、経常利益43百万円、税引き後の当期純利益41百万円を計上しました。

用語解説

経常利益

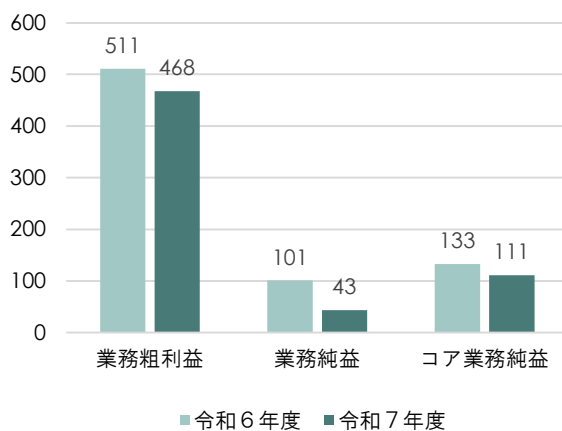
営業活動によって通常発生する収益（経常収益）から費用（経常費用）を差し引いたものです。

当期純利益

経常利益から、臨時的に発生した収益や費用（特別損益）を加減し、法人税等の税金を差し引いたものです。

業務粗利益・業務純益・コア業務純益

(単位:百万円)



(単位:百万円、%)

区 分	令和6年度	令和7年度	前期比
業務粗利益	511	468	△ 42
資金運用収支	595	591	△ 3
役務取引等収支	△ 58	△ 66	△ 7
その他業務収支	△ 25	△ 56	△ 30
(業務粗利益率)	(0.60%)	(0.56%)	(△0.04%)
実質業務純益	105	51	△ 53
経費	405	417	11
業務純益	101	43	△ 58
一般貸倒引当金繰入	3	8	5
コア業務純益	133	111	△ 21
国債等債券損益	△ 27	△ 59	△ 32
コア業務純益 (投資信託解約損益除く)	133	111	△ 21
投資信託解約損益	-	-	-

用語解説

業務粗利益

金融機関本来の業務で、どれぐらいの利益を上げているかを示す指標です。一般企業の「売上総利益」に相当し、以下の3つの項目で構成されています。

- ① 貸出金や有価証券など資金運用で得られる収益と、預金利息など資金調達にかかる費用との差である「資金運用収支」、
- ② サービスの対価として受け取った手数料などの収益と、支払った保険料・手数料等の費用との差である「役務取引等収支」、
- ③ ①②以外の収支で、国債等債券の売却・償還等による損益が含まれる「その他業務収支」

$$\text{※ 業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

実質業務純益・業務純益

業務粗利益から臨時的な色彩のない経費等を除いたものを「実質業務純益」といいます。

さらに、一般貸倒引当金繰入額を除いたものが「業務純益」で、金融機関が本来の業務活動で稼ぎ出した1年間の利益を表します。

一般企業の「営業利益」に相当します。

コア業務純益

実質業務純益から「国債等債券損益」を除いたものです。

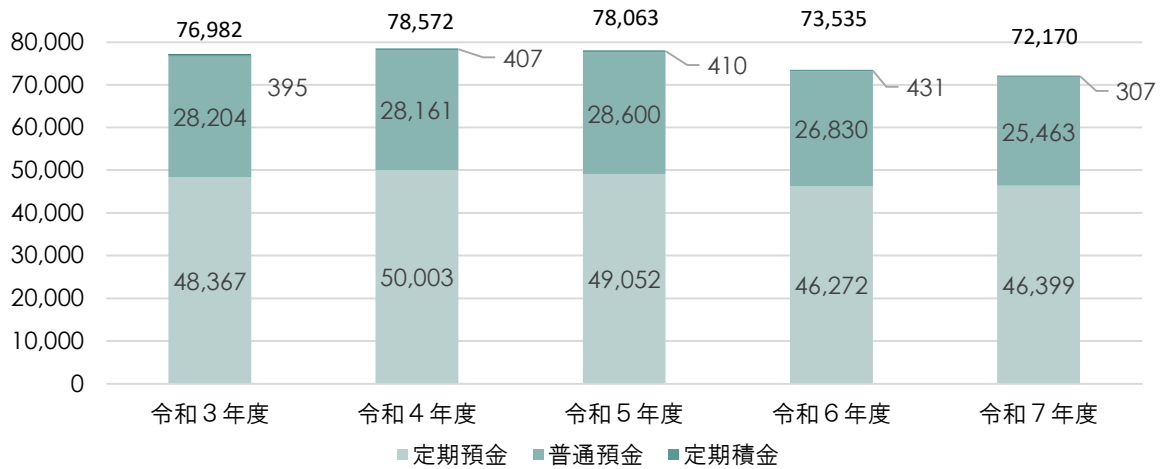
業務純益から特殊な変動要因を除くことで、より実質的な金融機関本来の業務による収益力を表します。

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

主要勘定の状況

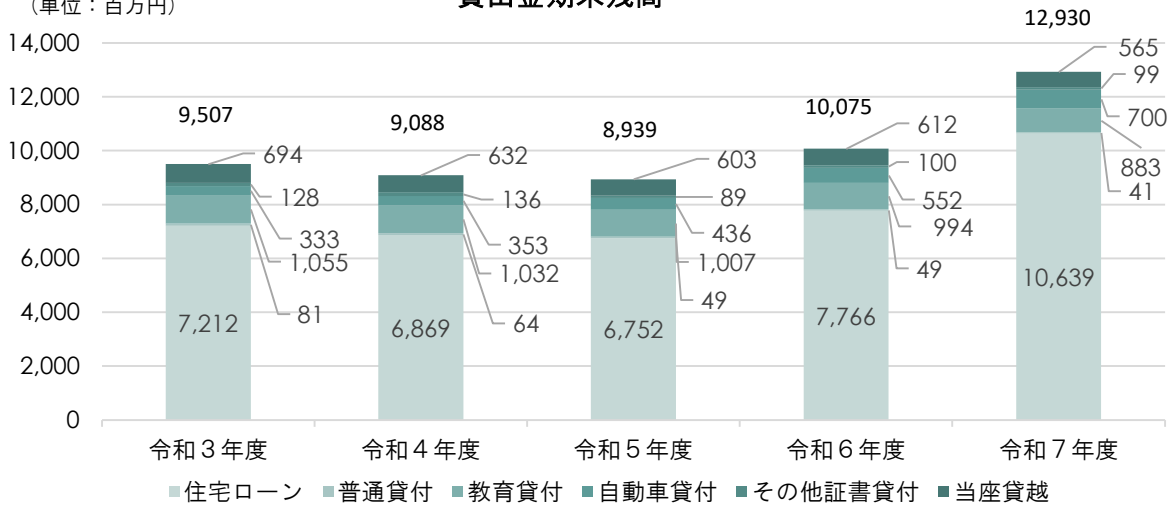
預金積金期末残高

(単位：百万円)



貸出金期末残高

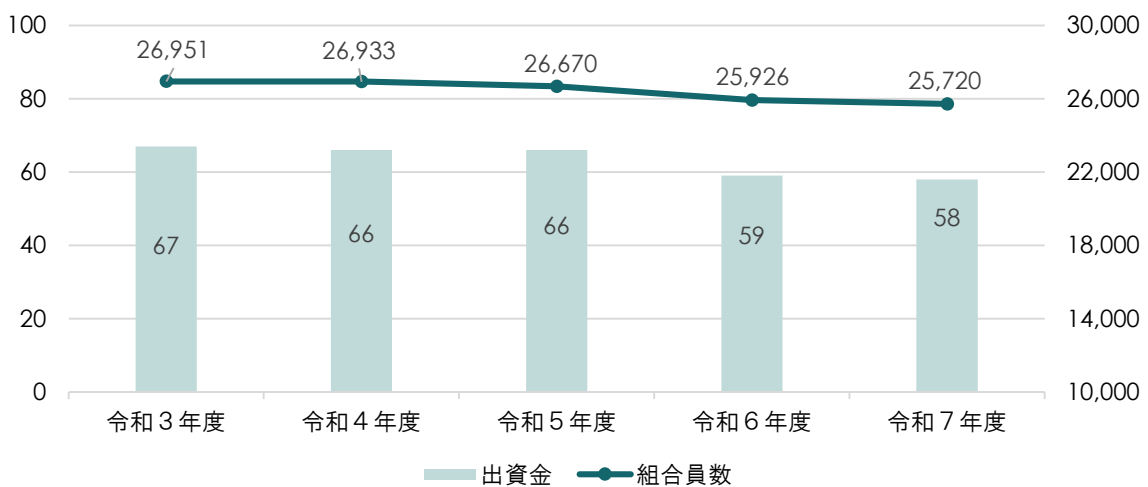
(単位：百万円)



出資金・組合員数の推移

(単位：百万円)

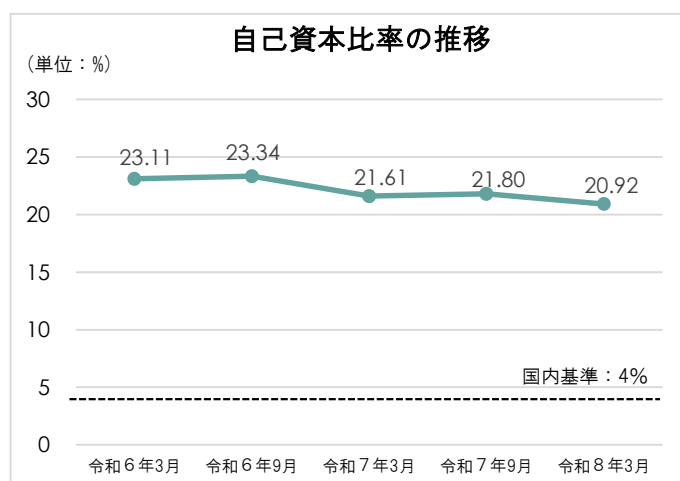
(単位：人)



※マネー・ローンダリング、金融犯罪対策のため、利用のない口座の解約を促進し、口座の不正利用等防止に取り組んでいます。

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

自己資本比率の推移



国内基準（4%）を大きく上回る
20.92%

健全かつ安定した経営を維持しています

用語解説

自己資本比率

金融機関の経営の健全度を示す指標のひとつです。

海外に営業所がある金融機関には国際基準の8%、当組合のように海外に営業所を持たない金融機関では国内基準の4%以上を維持することが求められています。

配当金について

当組合の年度決算の結果、剰余金が生じた場合に、総代会の承認を得て、出資額に応じた配当金や、事業利用度合いに応じた額の事業利用分量配当金が支払われます。事業利用分量配当は、組合員の皆様への利益還元を目的としております。

令和7年度については、決算の結果、以下の通り配当させていただきました。

出資配当

年3%



事業利用分量配当

【令和7年度】

預金利息 100円につき5円

貸出金利息 100円につき15円

※令和7年度末時点で組合員であり、同年度中に当組合の預金または融資をご利用いただいた方が対象です。

【令和6年度】

預金利息 100円につき10円

貸出金利息 100円につき20円

※令和6年度は、創立70周年記念配当を実施しました。

主要な事業のご案内

●預金

(令和8年7月1日現在)

種 類		金 利	説 明
普通預金			●普通預金…しょくしんの窓口・ATMから出し入れ自由 ●マイポケット…定額を給与・ボーナスから天引きし、本人の普通預金口座に入金 ●グループ預金…親睦会・旅行会等各種グループの会費を、会員の給与・ボーナスから天引きし、まとめてグループの普通預金口座に入金
定期預金	期日指定定期	店頭表示利率	●期 間／最長3年、据置期間1年、1年複利 ●預入金額／1,000円以上300万円未満
	スーパー定期 スーパー定期300		●期 間／3か月・6か月・1年・2年・3年 ●預入金額／スーパー定期は1,000円以上300万円未満 スーパー定期300は300万円以上1,000万円未満
	大口定期		●期 間／3か月・6か月・1年・2年・3年 ●預入金額／1,000万円以上
財形預金	一般財形	利率は期日指定定期預金（通帳式）に準ずる	●給与・ボーナス天引きで積み立て ●毎月積立てながら、必要に応じて払戻しができる
	住宅財形		●払戻しは住宅の取得等に限定（確認書類が必要） ●元本550万円まで非課税（年金財形との合算）
定期積金	自動振込つきみきん ＜スウィング＞	店頭表示利率	●給与から天引きにより1,000円単位で積み立て（＜スウィング＞は月々1,000円～、＜U-29＞は月々5,000円～） ●積立期間／1年（12回）・2年（24回）・3年（36回）・5年（60回）
	特別金利つきみきん ＜U-29＞	特別金利つきみきん ＜U-29＞ 店頭表示利率	●満期金は、しょくしん普通預金口座への自動振込 ●＜U-29＞は個人組合員で申込時に29歳以下の方が対象です。

※ 口座を開設する際には、普通預金と自動継続型定期預金を一冊の通帳で管理でき、また定期預金の継続手続の手間が省ける総合口座が便利です。また総合口座にすると、手続きなしで定期預金を担保として自動融資（当座貸越）が受けられます。
なお、自動融資の際の条件は下記のとおりとなっています。

【融資条件】貸越利率…担保とする定期預金利率に0.5%を加算した率

貸越限度…定期預金残高の90%または200万円のいずれか少ない金額

※ 当組合の預金は預金保険制度の保護対象となっています。

●融資

【申込資格】

(令和8年7月1日現在)

商品の種類		借入申込資格
住宅ローン	スリーエス SSS住宅ローン	○ 勤続3年以上かつ満21歳以上の組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 休職中でない方またはその予定がない方 ※ 産前・産後休暇、育児休業中の場合、職場復帰を予定しており継続的勤務が十分見込める方
	つなぎ融資	○ SSS住宅ローンの保証引受承諾が得られていること
	スカイローン (住宅ローン)	○ 勤続3年以上かつ満25歳以上の現職組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 休職中でない方またはその予定がない方 ※ 産前・産後休暇、育児休業中の場合、職場復帰を予定しており継続的勤務が十分見込める方
目的ローン	多目的ローン・教育ローン 自動車ローン・結婚ローン 住宅ローン（無担保） 災害ローン・葬祭ローン 医療ローン このとりローン	○ 勤続1年以上かつ満20歳以上の現職組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 正常就業中で休職予定のない組合員 ※ 産前・産後休暇、育児休業中の場合、職場復帰を予定しており継続的勤務が十分見込める方
	奨学金借換ローン	○ 条件付き採用期間終了後に本採用された組合員で満18歳以上の方 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 正常就業中で休職予定のない組合員 ※ 産前・産後休暇、育児休業中の場合、職場復帰を予定しており継続的勤務が十分見込める方
カードローン	えるポケットローン	○ 勤続1年以上かつ満20歳以上の現職組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 正常就業中で休職予定のない組合員 ○ 当組合指定の保証会社の保証を受けられる組合員

※再任用職員、育児休業代替任期付職員、会計年度任用職員の方はご利用いただけません。

【必要書類】

各商品とも借入申込時に資金使途確認書類のほか、次の書類が必要です。

- ・ 前年の年収額を確認できる書類
(源泉徴収票、市県民税特別徴収税額決定通知書など)
- ・ 直近の給与明細書
- ・ その他当組合が指定する書類

【融資限度額】

商品ごとの限度額条件の範囲内で、借入残高合計1,500万円上限ただし、SSS住宅ローン・スカイローン・カードローンを除きます。

【融資商品の概要】

(令和8年7月1日現在)

商 品 の 種 類		資 金 使 途	融 資 限 度 額	金 利
住 宅 ロ ー ン	SSS住宅ローン (固定10年)	○ 本人が所有（共有を含む）し、本人がお住まいになるための土地及び住宅、マンション購入、住宅の新築、増改築、改修、付帯工事、外構工事（いずれも原則として借地は対象外）、諸費用、底地の買取等 ○ 上記費用にかかる他の金融機関の住宅ローンの借換	○ 1件あたり100万円～8,000万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただしSSS住宅ローンの借入残高合計8,000万円が上限)	【当初10年間】 固定金利1.92% (店頭表示金利より△1.80%) 【11年目以降】 (店頭表示金利より△0.75%)
	SSS住宅ローン (変動金利)			※変動金利0.87% (店頭表示金利より△1.18%)
	つなぎ融資	「自己居住用住宅の建築等」に要する手付金・中間金・最終金等		※ 2.05%
	スカイローン (住宅ローン)	○ 本人が所有（共有を含む）し、本人または家族（本人及び配偶者の親を含む）がお住まいになるための土地及び住宅、マンション購入、住宅の新築、増改築、改修、付帯工事、外構工事、底地の買取等 ○ 上記費用にかかる他の金融機関の住宅ローンの借換	○ 1件あたり30万円～3,000万円以内（1万円単位） (ただし、必要額(契約金額+諸経費200万円上限)の90%以内) ○ 2件以上ご利用可能 (ただしスカイローンの借入残高合計3,000万円が上限)	※ 1.65%
目 的 ロ ー ン	多目的ローン	自由（ただし、事業性資金、投機性資金、他金融機関からの借入返済資金、生活費補てん資金などを除きます）	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただし多目的ローンの借入残高合計500万円が上限)	※ 4.00%
	教育ローン	○ 本人、お子様または扶養親族等の修学資金のうち今後1年間に支払いが必要な資金 ○ 他の金融機関等の教育資金の借入の借換	○ 1件あたり10万円～1,000万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 ○ 同一就学者の場合、既借入残高を上限1,000万円で借換可能	※ 2.05%
	自動車ローン	○ 本人、配偶者またはお子様が使用する乗用車、バイク、スクーター、電動アシスト付き自転車の購入資金（中古車も可） ○ 車検費用、修理費用、自動車免許取得費用、自家用自動車の部品・用品購入資金、自動車保険 ○ 他の金融機関等の自動車ローン等の借換	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位）	※ 3.00%
	結婚ローン	○ 本人、またはお子様の結婚式・披露宴・新婚旅行・海外挙式（渡航費用を含む）に係る費用等 ○ 他の金融機関等利用中の結婚資金の借入の借換	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位）	※ 3.00%
	住宅ローン (無担保)	○ 本人が居住するための土地・住宅を取得するための資金 ○ 本人の自宅増改築・内外改装工事・その他付帯工事にかかる資金	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位）	※ 2.25%
	災害ローン	本人が水害、震災、火災その他の自然災害により自宅に損害を受けたときに緊急に必要な資金（ただし、り災を証する公的書類発行後2か月以内の貸付申込に限ります）	○ 1件あたり10万円～100万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただし災害ローンの借入残高合計100万円が上限)	※ 3.00%
	葬祭ローン	○ 本人の2親等以内の親族の葬儀資金 ○ 墓地・墓園（永代使用料を含む）・墓石の購入費用等	○ 1件あたり10万円～200万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただし葬祭ローンの借入残高合計200万円が上限)	※ 3.00%
	こうのとりのりローン	○ 本人または配偶者の出産にかかる費用 (ただし、出産予定日の1か月前から出産後1か月以内の貸付申込に限ります) ○ 本人または配偶者の不妊治療にかかる検査・投薬・治療費など	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただしこうのとりのりローンの借入残高合計500万円が上限)	※ 3.00%
	医療ローン	本人または配偶者、健康保険の被扶養者の入院治療費用	○ 1件あたり10万円～200万円以内（1万円単位） ○ 2件以上ご利用可能 (ただし医療ローンの借入残高合計200万円が上限)	※ 3.00%
	奨学金借換ローン	○ 本人の奨学金の借換資金 ○ 日本学生支援機構、自治体、学校法人、財団法人等（いずれも国内のものに限ります）から借入中の奨学金の借換	○ 1件あたり10万円～500万円以内（1万円単位）	※ 0.39%
カ ー ド ロ ー ン	えるポケットローン	自由（ただし、事業性資金、投機性資金は対象外）	極度額は50万円・80万円又は100万円から選択して申込	※ 5.35%

- ◇ 変動金利は6か月ごとに見直しを行っています。 (※ 変動金利)
- ◇ 詳しくは店頭の商品概要説明書またはしよくしんホームページをご覧ください。返済額の試算等、詳細については業務部（融資担当）窓口へお問い合わせください。
- ◇ 申込等で来店される場合は、事前に来店日時のご予約をお願いいたします。

●手数料一覧

非組合員の場合は（ ）内の金額

（令和8年7月1日現在）

種 類					料金（税込み）	
振込	ATM	しょくしん宛			無 料	
		他行宛	キャッシュカード	しょくしんのカード	5万円未満	110円（160円）
					5万円以上	110円（330円）
			他行カード(*1)		5万円未満	160円（160円）
					5万円以上	330円（330円）
		現 金			5万円未満	380円（380円）
					5万円以上	550円（550円）
		窓口	しょくしん宛			5万円未満
				5万円以上	330円（440円）	
	他 行 宛			5万円未満	380円（490円）	
				5万円以上	550円（660円）	
	インターネットバンキング	しょくしん宛			無 料	
他行宛			110円（160円）			
振込の組戻料					1件	無 料
通帳・証書等再発行						440円
カード再発行						440円
証明書発行手数料		残高証明書		1通	無 料	
		融資証明書		1通	無 料	
		その他証明書		1通	無 料	
しょくしんATM入出金 ※月～金曜（祝日除く）8:45～17:00まで				しょくしんのカード	無 料	
				他行カード	110円	
提携金融機関ATM・CD(*2) ※全日（1年中）8:00～21:00 ※セブン銀行は 0:00～4:00／4:10～24:00で利用できます。 ただし、メンテナンス等で利用できない場合があります。					一旦負担していただき、 利用月の翌月20日頃 ご利用口座に返戻	

(*1) 他行キャッシュカードによる振込には、別途出金手数料（1回につき110円）が必要です。

(*2) 一部の外資系金融機関はご利用できません。

1日当たりの出金限度額は、提携金融機関ATM利用分を含めて100万円です。

ご利用の詳細は、金融機関により異なります。

●預金保険制度について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金等は、「決済用預金」（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）として全額保護されます。

また、利息の付く普通預金や定期預金等は、1金融機関につき預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

預金等の分類			保護の範囲
対預 象金 預保 険等 の (注)	決済用預金	当座預金、利息のつかない普通預金等	全額保護
	一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、定期積金等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 （1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります））

(注) 他人・架空名義の預金、導入預金などは対象から除外されます。

預金保険機構

ホームページ

<https://www.dic.go.jp/>

問い合わせ窓口

電話：03-6262-5945

経営管理体制

●法令等遵守体制

「法令等遵守（コンプライアンス）」とは、法令やルールを厳格に遵守するだけでなく、社会的規範を全うすることをいいます。

当組合では、コンプライアンスポリシー、コンプライアンスマニュアルを策定し、日常の業務遂行上におけるコンプライアンスの徹底はもとより、内部検査等によるチェックを行っております。

今後とも全ての役職員にコンプライアンスを徹底することにより、適正な業務運営を行い、健全経営を確保していきます。

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合窓口または総務部にお申し出ください。

【神戸市職員信用組合 総務部】電話：078-984-0500

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：8時45分～17時30分

なお、苦情対応手続について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

●紛争解決措置

- ・東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能です。各仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

ご利用を希望されるお客さまは、当組合総務部または下記のしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：9時00分～17時00分

電話：03-3567-2456



●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

- 1 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
- 2 商品の選択・購入は、お客様自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
- 3 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識向上に努めます。
- 4 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等ございましたら、窓口までお問い合わせください。

●マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- 1 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- 2 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- 3 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、基本方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに兵庫県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳格な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせていただくとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただく場合がございます。

●カスタマーハラスメント対策基本方針

当組合では、組合員の皆様との良好な関係の構築・維持とともに、当組合の職員が心身ともに健康で安心して働ける環境の確保が必要不可欠と考えております。

そこで当組合としては、今後もよりよいサービスを提供し、経営理念を実践し続けるためにも、カスタマーハラスメントに対して組織として毅然とした対応を行うことが必要と考え、「神戸市職員信用組合カスタマーハラスメント対策基本方針」を策定しました。

●地域貢献に対する取組

1. 地域に貢献する信用組合の姿勢

当組合は組合員の相互扶助に基づく「協同組合組織の金融機関」として、金融業務を通して組合員の福利厚生向上を図り、組合員の皆様が職場で安心して働き、家庭・地域で安定した生活を送ることに貢献することを目的としています。

2. 融資を通じた貢献

(1) 貸出件数と金額

令和8年3月末における貸出先数は2,003先、貸出金額は12,930百万円で、現職職員の約1割の皆様にご利用いただいております。

住宅ローン	10,639百万円
その他のローン	2,290百万円

(2) 融資商品の概要

当組合の融資商品は、住宅購入やリフォームを目的とした「SSS（スリーエス）住宅ローン」・愛車の購入資金として「自動車ローン」、お子さまの教育資金のための「教育ローン」、目的自由な「多目的ローン」、急な出費に備えた「えるポケットローン」など組合員の皆様のライフスタイルに応じて商品を取り揃えています。

3. 預金を通じた貢献

職域信用組合の特徴を活かした給与天引商品として「定期積金」「マイポケット」や「一般財形」「住宅財形」を取り扱っているほか、「定期預金」「普通預金」などで組合員の皆さまの財産形成や資金決済などにご利用いただいております。

また、本店以外にも市役所1号館、各区役所（中央区役所及び北神区役所を除く）、中央市民病院・西市民病院にATMを設置しており、本庁勤務の方以外にもお気軽にご利用いただけます。

4. 社会貢献に関する活動

当組合では、各種団体への寄付や事業の協賛を通じて、幅広い分野への社会貢献活動を行っています。

神戸交通遺児をみまもる会への寄付や、他の厚生団体が実施する各種厚生事業への協賛も行っています。

●中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

外郭団体等神戸市関係団体を対象とした「非定型ローン（団体向け融資）」を企画開発し、資金繰り支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用について

該当ありません



資料編目次

経理・経営内容

● 貸借対照表*	 P.18	● 資金運用勘定、調達勘定の平均残高、利息・利回り*	 P.21
● 損益計算書*	 P.20	● 受取利息及び支払利息の増減*	 P.21
● 剰余金処分計算書*	 P.20	● 総資産利益率*	 P.21
● 法定監査の状況	 P.20	● 総資金利鞘等*	 P.21
● 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	 P.20	● 先物取引の時価情報	 P.21
● 主要な経営指標の推移	 P.21	● 役務取引の状況	 P.22
経常収益*・経常利益*		● その他業務収益の内訳	 P.22
当期純利益*・預金積金残高*		● 有価証券の時価等情報*	 P.22
貸出金残高*・有価証券残高*		● 職員1人当たりの預金及び貸出金残高	 P.23
総資産額*・純資産額*		● 預貸率及び預証率*	 P.23
単体自己資本比率*・出資総額*		● オフ・バランス取引の状況	 P.23
出資総口数*		● 内国為替取扱実績	 P.23
出資に対する配当金*・職員数*		● 代理貸付取扱実績	 P.23
● 粗利益*	 P.21		
業務粗利益・業務粗利益率			
業務純益・実質業務純益・コア業務純益・コア業務純益（投資信託解約損益を除く）、資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支			
● 経費の内訳	 P.21		

資金調達

● 預金種目別平均残高*	 P.23	● 財形貯蓄残高	 P.23
● 預金者別預金残高	 P.23	● 定期預金種類別残高*	 P.23

資金運用

● 有価証券種類別平均残高*	 P.24	● 貸出金使途別残高*	 P.25
● 住宅ローン	 P.24	● 貸出金業種別残高・構成比*	 P.25
その他のローン残高		● 貸倒引当金の内訳*	 P.25
● 貸出金償却額*	 P.24	● 貸出金金利区分別残高*	 P.25
● 有価証券種類別残存期間別残高*	 P.24	● 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*	 P.25
● 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	 P.24		
● 貸出金種類別平均残高*	 P.24		

経営管理体制

リスク管理体制*

● 信用リスクに関する事項	 P.26	● 金利リスクに関する事項	 P.27
● オペレーショナル・リスクに関する事項	 P.26		

自己資本の充実の状況について*

● 自己資本の構成に関する事項	 P.28	● 信用リスク削減手法に関する事項	 P.34
● 自己資本調達手段の概要	 P.29	● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	 P.34
● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	 P.29	● 証券化エクスポージャーに関する事項	 P.34
● 自己資本の充実度に関する事項	 P.29	● 出資等エクスポージャーなどに関する事項	 P.35
● 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）	 P.30		

参考規程

● 内部統制基本方針	 P.36
------------	------------

*は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されている法定開示項目です。

●貸借対照表

(単位：千円)

科 目		金 額	
(資 産 の 部)		令和6年度	令和7年度
現 金	金	344,259	306,662
預 け 金	金	13,833,882	8,634,157
有 価 証 券	金	54,861,020	54,799,604
国 債	債	3,428,170	5,626,530
地 方 債	債	3,617,083	2,836,122
社 債	債	43,814,484	42,850,534
株 式	式	100	100
そ の 他 の 証 券		4,001,182	3,486,317
貸 出 金	金	10,075,970	12,930,895
証 書 貸 付	付	9,463,594	12,365,570
当 座 貸 越		612,375	565,324
そ の 他 資 産		1,253,145	1,251,969
未 決 済 為 替 貸		2,434	715
全 信 組 連 出 資 金		600,700	600,700
前 払 費 用		2,438	3,292
未 収 収 益		127,156	156,417
そ の 他 の 資 産		520,415	490,843
有 形 固 定 資 産		53,866	53,717
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		53,866	53,717
無 形 固 定 資 産		7,680	5,239
ソ フ ト ウ ェ ア		7,320	4,879
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		359	359
繰 延 税 金 資 産		636,383	980,127
貸 倒 引 当 金		△ 30,220	△ 38,722
(うち個別貸倒引当金)		-	-
資 産 の 部 合 計		81,035,987	78,923,651

(単位：千円)

科 目		金 額	
(負 債 の 部)		令和6年度	令和7年度
預 金 積 金	金	73,535,000	72,170,415
普 通 預 金	金	26,830,725	25,463,467
定 期 預 金	金	46,272,440	46,399,874
定 期 積 金	金	431,611	307,068
そ の 他 の 預 金		222	5
そ の 他 負 債		76,185	127,850
未 決 済 為 替 借		13,475	10,478
未 払 費 用		37,397	105,324
給 付 補 填 備 金		409	652
払 戻 未 済 金		8,133	1,185
そ の 他 の 負 債		16,769	10,209
賞 与 引 当 金		13,058	14,095
睡眠預金払戻損失引当金		1,156	1,069
負 債 の 部 合 計		73,625,401	72,313,431
(純資産の部)			
出 資 金	金	59,086	58,765
普 通 出 資 金	金	59,086	58,765
利 益 剰 余 金	金	9,048,384	9,053,895
利 益 準 備 金	金	113,843	113,843
そ の 他 利 益 剰 余 金	金	8,934,541	8,940,052
特 別 積 立 金	金	8,583,840	8,583,840
(記念事業積立金)		170,000	170,000
(事務機械化積立金)		85,000	85,000
当 期 未 処 分 剰 余 金		350,700	356,212
組 合 員 勘 定 合 計		9,107,470	9,112,660
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		△ 1,696,884	△ 2,502,440
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		△ 1,696,884	△ 2,502,440
純 資 産 の 部 合 計		7,410,586	6,610,220
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		81,035,987	78,923,651

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- その他の有形固定資産 3年 ～ 20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- 破綻懸念先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。
- 破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務部の協力の下に総務部が資産査定を実施しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
10. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として一時点で収益を認識しております。
11. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する主な金融資産は、預け金、有価証券及び貸出金です。
- 預け金は他の金融機関への預け金で主に全国信用協同組合連合会の定期預金であります。また、有価証券は主に債券及び投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。貸出金は主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金積金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は業務部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、総務部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- リスク管理方針や金利リスク管理規程等においてリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討された内容について理事会で報告しております。
- 日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースでALM委員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は理事会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の時価は、1,440 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融資産のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

12. 金融商品の時価等に関する事項

令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注 1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注 2）参照）

(単位：百万円)			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	8,634	8,601	△ 32
(2) 有価証券	54,799	54,747	△ 51
満期保有目的の債券	600	548	△ 51
その他有価証券	54,199	54,199	-
(3) 貸出金	12,930	12,809	△ 121
貸倒引当金（※ 1）	△ 38	△ 38	-
貸出金小計	12,892	12,770	△ 121
金融資産計	76,325	76,119	△ 206
(1) 預金積金	72,170	72,237	67
金融負債計	72,170	72,237	67

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融資産の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、13.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお残存期間が短期（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注 2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※）	0
組合出資金（※）	600
合 計	600

（※）非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（令和 2 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	6,909 百万円	1,425 百万円	- 百万円	300 百万円
その他有価証券の うち満期のあるもの				
国 債	2,492	-	1,683	1,450
地 方 債	1,102	1,547	186	-
社 債	3,883	27,990	9,494	1,482
外国証券	-	1,450	-	182
証券投資信託	-	-	-	-
満期保有目的の債券				
外国証券	-	300	-	300
貸出金(※2)	761	2,468	1,571	7,530
合 計	15,148	35,181	12,936	11,246

（※1）預け金のうち、流動性預け金は「1 年以内」に含めております。

（※2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

（注 4）有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	39,220 百万円	32,950 百万円	- 百万円	- 百万円
合 計	39,220	32,950	-	-

（※）預金積金のうち、要求払預金については「1 年以内」に含めております。

13. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「外国証券」及び「証券投資信託」が含まれております。以下 15.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	-	-	-
小 計	-	-	-

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	600	548	△ 51
小 計	600	548	△ 51
合 計	600	548	△ 51

（注）時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
国 債	0 百万円	0 百万円	0 百万円
地 方 債	804	803	1
社 債	334	294	39
外国証券	0	0	0
投資信託	218	202	16
小 計	1,358	1,300	57

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	評価差額
国 債	5,626 百万円	6,315 百万円	△ 689 百万円
地 方 債	2,031	2,078	△ 46
社 債	42,515	45,090	△ 2,574
外国証券	1,632	1,800	△ 167
投資信託	1,034	1,091	△ 57
小 計	52,841	56,375	△ 3,534
合 計	54,199	57,676	△ 3,477

（注）貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

14. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

15. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
1,237 百万円	- 百万円	59 百万円

16. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11 百万円
危険債権額	22
三月以上延滞債権額	-
貸出条件緩和債権額	9
正常債権額	12,898
合計額	12,940

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

3 月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに 3 月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 553 百万円であり、これらは、すべて原契約期間が 1 年超のものであります。

これらの契約については、債権の保全、その他の相当の理由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。

18. 有形固定資産の減価償却累計額 177 百万円

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 8 百万円

20. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	3 百万円
未払事業税	0
その他	2
その他有価証券評価差額金	974
繰延税金資産小計	981
評価性引当額	△ 1
繰延税金資産合計	980

21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 1,425 百万円

担保資産に対応する債務 -

22. 出資 1 口当たりの純資産額は、56,242 円 83 銭です。

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	658,476	747,965
資 金 運 用 収 益	648,671	739,152
貸 出 金 利 息	148,524	156,325
預 け 金 利 息	34,712	60,399
有価証券利息配当金	450,545	507,541
その他の受入利息	14,888	14,885
役 務 取 引 等 収 益	7,081	4,991
受入為替手数料	4,490	2,436
その他の役務収益	2,591	2,555
そ の 他 業 務 収 益	2,660	3,734
国債等債券売却益	186	-
その他の業務収益	2,474	3,734
そ の 他 経 常 収 益	63	87
貸倒引当金戻入益	-	-
その他の経常収益	63	87
経 常 費 用	556,509	704,743
資 金 調 達 費 用	52,959	147,392
預 金 利 息	52,619	146,590
給付補填備金繰入額	339	801
役 務 取 引 等 費 用	66,080	71,352
支払為替手数料	11,529	10,241
その他の役務費用	54,550	61,110
そ の 他 業 務 費 用	28,266	60,189
国債等債券売却損	27,917	59,960
国債等債券償却	-	-
その他の業務費用	349	229
経 常 費	405,725	417,190
人 件 費	198,017	206,918
物 件 費	190,113	191,288
税 金	17,594	18,983
そ の 他 経 常 費 用	3,478	8,617
貸倒引当金繰入額	3,407	8,501
その他の経常費用	70	116
経 常 利 益	101,966	43,222
税 引 前 当 期 純 利 益	101,966	43,222
法人税、住民税及び事業税	17,132	1,650
法 人 税 等 調 整 額	△ 727	391
法 人 税 等 合 計	16,405	2,041
当 期 純 利 益	85,560	41,180
繰越金（当期首残高）	265,139	315,031
当 期 未 処 分 剰 余 金	350,700	356,212

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当りの当期純利益 344円54銭

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	350,700	356,212
積 立 金 取 崩	-	-
特 別 積 立 金	-	-
うち事務機械化積立金	-	-
剰 余 金 処 分 額	35,669	28,800
普通出資に対する配当金	1,977 (年3%の割合)	1,783 (年3%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	33,691	27,017
う ち 預 金 利 息	(100円につき10円の割合)	(100円につき5円の割合)
う ち 貸 付 金 利 息	(100円につき20円の割合)	(100円につき15円の割合)
特 別 積 立 金	-	-
繰 越 金	315,031	327,411

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

●法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、同法に基づく監査に準じて、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月26日
 神戸市職員信用組合
 組合長 今 西 正 男



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

●主要な経営指標の推移

(単位：千円、%、口、人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	600,110	629,438	679,539	658,476	747,965
経 常 利 益	71,351	95,080	47,361	101,966	43,222
当 期 純 利 益	63,106	79,471	45,781	85,560	41,180
預 金 積 金 残 高	76,982,322	78,572,573	78,063,835	73,535,000	72,170,415
貸 出 金 残 高	9,507,221	9,088,541	8,939,059	10,075,970	12,930,895
有 価 証 券 残 高	55,230,506	56,105,501	57,338,621	54,861,020	54,799,604
総 資 産 額	87,208,957	87,187,874	86,421,997	81,035,987	78,923,651
純 資 産 額	9,340,312	8,542,852	8,270,817	7,410,586	6,610,220
自己資本比率（単体）	25.93 %	24.22 %	23.11 %	21.61 %	20.92 %
出 資 総 額	67,052	66,793	66,383	59,086	58,765
出 資 総 口 数	134,104 口	133,587 口	132,767 口	118,172 口	117,530 口
出資に対する配当金	-	2,030	2,013	1,977	1,783
職 員 数	32 人	27 人	31 人	30 人	30 人

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。
2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

●粗利益

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 益	648,671	739,152
資 金 調 達 費 用	52,959	147,392
資 金 運 用 収 支	595,711	591,760
役 務 取 引 等 収 益	7,081	4,991
役 務 取 引 等 費 用	66,080	71,352
役 務 取 引 等 収 支	△ 58,998	△ 66,361
そ の 他 業 務 収 益	2,660	3,734
そ の 他 業 務 費 用	28,266	60,189
そ の 他 業 務 収 支	△ 25,606	△ 56,455
業 務 粗 利 益	511,106	468,943
業 務 粗 利 益 率	0.61%	0.56%
業 務 純 益	101,973	43,251
実 質 業 務 純 益	105,381	51,753
コ ア 業 務 純 益	133,113	111,713
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	133,113	111,713

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
※ 資金運用勘定＝預け金＋有価証券＋貸出金＋全信組連出資金
2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高、利息・利回り

(単位：百万円、千円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	6 年度	84,360 百万円	648,671 千円	0.76 %
	7 年度	82,722	739,152	0.89
う ち 貸 出 金	6 年度	9,221	148,524	1.61
	7 年度	11,071	156,325	1.41
う ち 預 け 金	6 年度	16,829	34,712	0.20
	7 年度	13,356	60,399	0.45
う ち 有 価 証 券	6 年度	57,709	450,545	0.78
	7 年度	57,693	507,541	0.87
資 金 調 達 勘 定	6 年度	76,223	52,959	0.06
	7 年度	74,482	147,392	0.19
う ち 預 金 積 金	6 年度	76,223	52,959	0.06
	7 年度	74,482	147,392	0.19
う ち 借 用 金	6 年度	-	-	-
	7 年度	-	-	-

●総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回 (a)	0.76	0.89
資金調達原価率 (b)	0.60	0.75
総資金利鞘 (a)－(b)	0.16	0.13

●経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	198,017	206,918
報 酬 給 料 手 当	171,062	176,885
賞与引当金純繰入額	△ 187	1,037
社 会 保 険 料 等	27,142	28,995
物 件 費	190,113	191,288
事 務 費	104,578	104,381
固 定 資 産 費	41,955	42,469
事 業 費	12,096	11,345
人 事 厚 生 費	653	696
減 価 償 却 費	19,570	21,639
預 金 保 険 料	11,260	10,756
税 金	17,594	18,983
経 費 合 計	405,725	417,190

●受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
受 取 利 息 の 増 減	24,748	90,481
支 払 利 息 の 増 減	16,018	94,432

●総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.11	0.05
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.10	0.04

(注)総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

●先物取引の時価情報

該当ありません。

※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経理・経営内容

●役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	7,081	4,991
受 入 為 替 手 数 料	4,490	2,436
そ の 他 の 受 入 手 数 料 等	2,591	2,555
役 務 取 引 等 費 用	66,080	71,352
支 払 為 替 手 数 料	11,529	10,241
そ の 他 の 支 払 手 数 料	7,454	7,035
その他の役務取引等費用	47,096	54,075

●その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
国 債 等 債 券 売 却 益	-	-
国 債 等 債 券 償 還 益	186	-
そ の 他 の 業 務 収 益	2,474	3,734
そ の 他 業 務 収 益 合 計	2,660	3,734

●有価証券の時価等情報

以下には「国債」、「地方債」、「社債」、「外国証券」及び「投資信託」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	600	562	△ 37	600	548	△ 51
	小 計	600	562	△ 37	600	548	△ 51
合 計		600	562	△ 37	600	548	△ 51

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	508	499	8	0	0	0
	地 方 債	2,228	2,213	14	804	803	1
	社 債	1,520	1,495	25	334	294	39
	外 国 証 券	200	200	0	0	0	0
	投 資 信 託	210	202	8	218	202	16
	小 計	4,667	4,610	56	1,358	1,300	57
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	2,919	3,323	△ 403	5,626	6,315	△ 689
	地 方 債	1,388	1,400	△ 11	2,031	2,078	△ 46
	社 債	42,293	43,975	△ 1,682	42,515	45,090	△ 2,574
	外 国 証 券	1,663	1,800	△ 136	1,632	1,800	△ 167
	投 資 信 託	1,327	1,478	△ 150	1,034	1,091	△ 57
	小 計	49,593	51,977	△ 2,384	52,841	56,375	△ 3,534
合 計		54,261	56,588	△ 2,327	54,199	57,676	△ 3,477

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

(4) 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	令和6年度 貸借対照表計上額	令和7年度 貸借対照表計上額
非上場株式	0	0
組合出資金	600	600

(注) 非上場株式および全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経理・経営内容

●職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
職員1人当たりの預金残高	2,451,166	2,405,680
職員1人当たりの貸出金残高	335,865	431,029

(注) 期末預金(貸出金)残高÷信用組合の期末職員数

●預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	令和6年度	令和7年度
預 貸 率	(期 末) 13.70	17.91
	(期 中 平 均) 12.09	14.86
預 証 率	(期 末) 74.60	75.93
	(期 中 平 均) 75.71	77.45

●オフ・バランス取引の状況

オフバランス取引としては、当座貸越契約がありますが、これらの契約に係る当期末融資未実行残高は553,444千円となっています。

●内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
振込	他の金融機関向け	24,371	14,153	10,154	18,693
	他の金融機関から	38,465	6,370	38,326	9,375

●代理貸付取扱実績

令和7年度中の取扱実績はありません。

資金調達

●預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	28,022,967	36.8	26,354,927	35.4
定期性預金	48,200,405	63.2	48,127,307	64.6
合 計	76,223,372	100.0	74,482,235	100.0

●預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	71,698,033	97.5	69,849,014	96.8
法 人	1,836,966	2.5	2,321,401	3.2
合 計	73,535,000	100.0	72,170,415	100.0

●財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
財形貯蓄残高	10,328,270	9,784,751

●定期預金種類別残高

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
固定金利定期預金	46,272,440	46,399,874



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

資金運用

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	3,823,115	6.6	4,454,487	7.7
地 方 債	4,416,616	7.7	3,011,585	5.2
社 債	45,095,506	78.1	46,103,899	79.9
株 式	100	0.0	100	0.0
外 国 証 券	2,599,625	4.5	2,491,597	4.3
そ の 他 の 証 券	1,774,209	3.1	1,631,752	2.8
合 計	57,709,173	100.0	57,693,422	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

●住宅ローン・その他のローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
住 宅 ロ ー ン	7,766,031	77.1	10,639,979	82.3
そ の 他 の ロ ー ン	2,309,938	22.9	2,290,916	17.7
合 計	10,075,970	100.0	12,930,895	100.0

●貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期限の定めのないもの
国 債	令和6年度末	-	-	1,782,810	1,645,360	-
	令和7年度末	2,492,500	-	1,683,990	1,450,040	-
地 方 債	令和6年度末	1,199,850	2,220,373	196,860	-	-
	令和7年度末	1,102,870	1,547,162	186,090	-	-
社 債	令和6年度末	5,892,950	23,680,684	13,107,039	1,133,810	-
	令和7年度末	3,883,220	27,990,163	9,494,383	1,482,767	-
株 式	令和6年度末	-	-	-	-	100
	令和7年度末	-	-	-	-	100
外 国 証 券	令和6年度末	200,220	1,470,080	289,560	503,370	-
	令和7年度末	-	1,750,380	-	482,610	-
そ の 他 の 証 券	令和6年度末	-	-	276,330	-	1,261,622
	令和7年度末	-	-	-	-	1,253,327
合 計	令和6年度末	7,293,020	27,371,137	15,652,599	3,282,540	1,261,722
	令和7年度末	7,478,590	31,287,705	11,364,463	3,415,417	1,253,427

●担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和6年度末	26,137	0.3	-
	令和7年度末	23,768	0.2	-
不 動 産	令和6年度末	0	0.0	-
	令和7年度末	0	0.0	-
そ の 他	令和6年度末	135,684	1.4	-
	令和7年度末	118,706	0.9	-
小 計	令和6年度末	161,821	1.6	-
	令和7年度末	142,475	1.1	-
信用保証協会・信用保険	令和6年度末	0	0.0	-
	令和7年度末	0	0.0	-
保 証	令和6年度末	4,438,215	44.1	-
	令和7年度末	8,029,665	62.1	-
信 用	令和6年度末	5,475,933	54.4	-
	令和7年度末	4,758,754	36.8	-
合 計	令和6年度末	10,075,970	100.0	-
	令和7年度末	12,930,895	100.0	-

●貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
証 書 貸 付	8,614,584	93.4	10,486,351	94.7
当 座 貸 越	606,468	6.6	585,372	5.3
合 計	9,221,053	100.0	11,071,724	100.0



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

●貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区分	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運 転 資 金	10,075,970	100.0	12,930,895	100.0
合 計	10,075,970	100.0	12,930,895	100.0

●貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金額	構成比	金額	構成比
そ の 他 の 産 業	0	0.0	0	0.0
個 人 (住宅・消費・納税資金等)	10,075,970	100.0	12,930,895	100.0
合 計	10,075,970	100.0	12,930,895	100.0

●貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	30,220	3,407	38,722	8,501
個 別 貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
貸 倒 引 当 金 合 計	30,220	3,407	38,722	8,501

(注)当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていない。

●貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度
固 定 金 利 貸 出	1,582,705	1,491,424
変 動 金 利 貸 出	8,493,265	11,439,471
合 計	10,075,970	12,930,895

●協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B+C) / A	引当率 (C) / (A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和6年度	12	12	-	100	-
	令和7年度	11	11	-	100	-
危 険 債 権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	22	22	-	-	-
要 管 理 債 権	令和6年度	25	25	-	100	-
	令和7年度	9	9	-	100	-
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	25	25	-	100	-
	令和7年度	9	9	-	100	-
正 常 債 権	令和6年度	10,047				
	令和7年度	12,898				
合 計	令和6年度	10,085				
	令和7年度	12,940				

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- 3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
- 5.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等の合計額です。
- 8.金額は決算後(償却後)の計数です。



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経営管理体制

リスク管理体制

金利の自由化や金融の国際化進展などにより、金融機関を取り巻くリスクは信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど多様化しています。当組合では、自己責任の原則のもとリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。また、ALM委員会によるリスク分析及び相互けん制機能や内部監査の充実による適正なリスク管理に努め、経営の健全性と経営基盤の確立を図ってまいります。

●信用リスクに関する事項

概	要
	信用リスクとは、信用与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクをいいます。
管 理 体 制	信用リスクは、当組合が管理すべきリスクの中でも最重要なものであると考えており、信用リスク管理規程等に基づく相互けん制を基本とした業務執行体制を構築し、定期的に与信状況等について理事会等へ報告を行っています。 また、特に融資業務については、融資の公共性等の基本理念を定めた「クレジットポリシー」を制定し、関係する役職員に遵守を促し、信用リスクの軽減に努めております。
評	信用リスクの評価につきましては、当組合では、厳格な自己査定を実施しております。
貸 倒 引 当 金 の 計 算 基 準	貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、次の通り算定しております。 （正常先、要注意先及び要管理先） 原則として、予想損失率をもとに算定しております。 （破綻懸念先） 担保、保証により保全されていない部分のうち、原則として、今後3年間に回収されると見込まれる部分を除き貸倒引当金を設定しております。 （実質破綻先、破綻先） 担保、保証により保全されていない部分について貸倒引当金を設定しております。
リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者の名称	リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者は以下の4機関を採用しております。 なお、エクスポージャーの種類ごとに信用格付業者の使い分けは行っておりません。 （1）株式会社格付投資情報センター（R&I） （2）株式会社日本格付研究所（JCR） （3）ムーディーズ・ジャパン株式会社（Moody's） （4）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（S&P）
信用リスク削減方法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	●当組合は、取引先等の破産等の法的整理や財務状況の悪化等により、当組合が受ける損失（信用リスク）を軽減するため、損害保険又は保証会社による保証により保全を図るとともに、住宅ローンについては不動産担保の提供を受け、その他の与信についても取引先によっては、保証人に保証していただくことで保全措置をとっております。 ●担保の取扱いに関しては、貸付規程等に基づき債権が保全されるよう適切な管理に努めております。 ●お客様が期限の利益を失った場合等には、全ての与信取引の範囲において、預金等と相殺をする場合がありますが、約定及び法令等に従い適切に取り扱っております。 ●パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保は預金積金等があり、適切な管理に努めております。 また、上記以外には政府保証等が付与されたエクスポージャーがあり、信用格付業者が付与した格付により信用度を判定しております。
派 生 商 品 取 引 及 び 長 期 決 済 期 間 取 引	該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

概	要
	オペレーショナル・リスクとは、信用協同組合等の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により損失が生ずるリスク（法的リスクを含み、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいいます。
管 理 体 制	事務リスク管理規程及びシステムリスク管理規程等に基づき相互けん制を基本として業務執行を行い、トラブル等が発生した場合には、その事案に応じて組合長までの報告を行う体制としております。特に事務リスクについては事務取扱要領等の整備を進めるとともに、事務取扱要領等の遵守ができているかどうかの検証を月1回の自主検査を通して行い、リスクの軽減に努めております。
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	当組合は標準的手法を採用しております。

●金利リスクに関する事項

概	要	金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスク又は組合の有する経済価値の減少によるリスクをいいます。	
管	理	体制	一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の計測結果をALM委員会に報告するとともに、金利リスクを含めた統合的リスク管理について理事会に報告しております。
内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概	要	金利リスク算定の前提等は、以下のとおりです。 ● 経済的価値の減少額（ΔEVE）及び将来収益に与える影響（ΔNII）につきコア預金を考慮した場合において、 ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.250年 ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5.000年 として算定する。 ● 統合的リスク管理における金利リスク - 上方パラレルシフト（通貨及び将来の期間ごとに、算出基準日時点のリスクフリーレートに、当該通貨及び将来の期間に応じた「金利変動幅（ベシス・ポイント）」を加える）時の金利リスクにより算定する。 ● リスク計測の頻度 - 四半期ごと	

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,440	1,776	98	119
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,144	1,378		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,440	1,776	98	119
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		9,118	9,096	9,118	9,096
8	自己資本の額				

Δ EVEのプラス表示は経済的価値減少、 Δ NIIのプラス表示は期間収益減少を示しています。



※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経営管理体制

自己資本の充実の状況について

●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組員勘定の額	9,071	9,083
うち、出資金及び資本剰余金の額	59	58
うち、利益剰余金の額	9,048	9,053
うち、外部流出予定額(△)	35	28
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	30	38
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	30	38
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,102	9,122
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計	5	3
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資金(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	3
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	9,096	9,118
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	41,054	42,503
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,026	1,070
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	42,081	43,573
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	21.61%	20.92%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

※ 単位未満を切捨てているため、合計が一致しない場合があります。

●自己資本調達手段の概要(令和7年度末現在)

自己資本はコア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。
令和7年度末における自己資本額のうち、当組合が積み立てた利益準備金及び積立金等以外は、組合員の皆様からの出資金であります。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本に関しましては、積立金を積み立てることで自己資本を充実させております。
その充実度は、自己資本比率が令和8年3月末現在において20.92%となっており、国内基準の4%を大きく上回っていることから、健全かつ安定した経営を維持できる水準にあるものと評価しております。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	41,054	1,642	42,503	1,700
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	41,054	1,642	42,503	1,700
(i) ソブリン向け	467	18	299	11
(ii) 金融機関向け	4,947	197	3,673	146
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	720	28	851	34
(iii) カバードボンド向け	-	-	-	-
(iv) 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	11,301	452	11,416	456
特定貸付債権向け	-	-	-	-
(v) 中堅中小企業等・個人向け	1,961	78	1,885	75
トランザクター向け	-	-	-	-
(vi) 不動産関連向け	5,645	225	7,621	304
自己居住用不動産等向け	5,645	225	7,621	304
賃貸用不動産向け	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-
ADC向け	-	-	-	-
(vii) 劣後債券及びその他資本性証券等	5,674	226	6,260	250
(viii) 延滞等向け	-	-	-	-
(ix) 自己居住用不動産向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-
(x) 株式等	1,019	40	1,647	65
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,779	351	8,533	341
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	600	24	600	24
(xiv) その他	657	26	565	22
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式（250%）	-	-	-	-
蓋然性方式（400%）	-	-	-	-
フォールバック方式（1250%）	-	-	-	-
④ 未決済取引	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額（簡便法）	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,026	41	1,070	42
BI	684		713	
BIC	82		85	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	42,081	1,683	43,573	1,742

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経営管理体制

自己資本の充実の状況について

●信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

【信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)】

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内		82,231	81,115	10,956	13,794	54,198	55,895	-	-	-	-
国 外		1,403	1,203	-	-	1,403	1,203	-	-	-	-
地 域 別 合 計		83,634	82,318	10,956	13,794	55,602	57,098	-	-	-	-
建 設 業		400	400	-	-	400	400	-	-	-	-
製 造 業		11,710	11,612	-	-	11,710	11,612	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		5,910	6,609	-	-	5,910	6,609	-	-	-	-
情 報 通 信 業		3,005	3,407	-	-	3,005	3,407	-	-	-	-
運 輸 業、 郵 便 業		5,808	5,612	300	300	5,508	5,312	-	-	-	-
卸 売 業、 小 売 業		2,703	2,503	-	-	2,703	2,503	-	-	-	-
金 融 業、 保 険 業		11,031	11,735	-	-	11,031	11,735	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業		1,803	2,306	-	-	1,803	2,306	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		1,200	1,002	-	-	1,200	1,002	-	-	-	-
国・地方公共団体等		12,326	12,208	-	-	12,326	12,208	-	-	-	-
個 人		10,656	13,494	10,656	13,494	-	-	-	-	-	-
そ の 他		17,074	11,426	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		83,634	82,318	10,956	13,794	55,602	57,098	-	-	-	-
1 年 以 下		27,676	25,723	8,579	11,524	7,310	7,508	-	-		
1 年 超 3 年 以 下		12,516	17,410	157	156	11,434	15,828	-	-		
3 年 超 5 年 以 下		17,189	16,753	160	158	16,528	16,595	-	-		
5 年 超 7 年 以 下		7,267	6,572	161	157	7,106	6,415	-	-		
7 年 超 10 年 以 下		10,436	7,314	1,027	944	9,408	6,369	-	-		
10 年 超		4,113	4,681	0	0	3,813	4,381	-	-		
期間の定めのないもの		4,434	3,864	871	853	0	100	-	-		
残 存 期 間 別 合 計		83,634	82,318	10,956	13,794	55,602	57,098	-	-		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、投資信託、現金、株式、その他資産が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

P.25をご参照ください。

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等】

(単位:百万円)

		個別貸倒引当金								貸出金償却	
		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
個	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

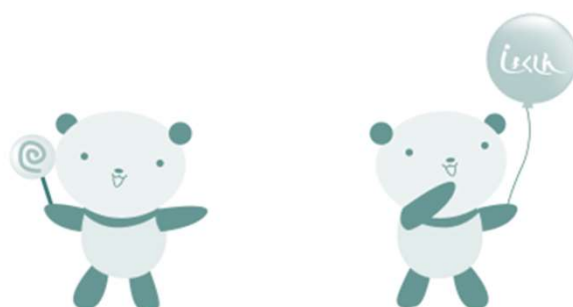
【標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳】

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値(%)	
		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスクアセットの額			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金		344	306	-	-	344	306	-	-	-	-	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		3,827	6,324	-	-	3,827	6,324	-	-	-	-	0%	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		3,823	2,890	-	-	3,823	2,890	-	-	-	-	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け		600	-	-	-	600	-	-	-	60	-	10%	-
我が国の政府関係機関向け		4,074	2,993	-	-	4,074	2,993	-	-	407	299	10%	10%
地方三公社向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		18,120	13,002	-	-	18,120	13,002	-	-	4,947	3,673	27%	28%
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,202	1,804	-	-	1,202	1,804	-	-	720	851	60%	-
カバード・ボンド向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向け		30,589	32,157	300	300	30,589	32,157	300	300	11,301	11,416	37%	36%
	特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け		2,557	2,457	570	553	2,557	2,457	570	553	1,961	1,885	77%	77%
	トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け		7,527	10,482	-	-	7,527	10,482	-	-	5,645	7,621	75%	73%
	自己居住用不動産等向け	7,527	10,482	-	-	7,527	10,482	-	-	5,645	7,621	75%	73%
	賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等		5,674	5,008	-	-	5,674	5,008	-	-	5,674	6,260	100%	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形		2	0	-	-	2	0	-	-	0	0	20%	20%
信用保証協会等による保証付		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等		917	1,267	-	-	917	1,267	-	-	1,019	1,647	111%	130%
合 計										31,017	32,803		

1.「CCF」とは、オフバランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

【標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳】

(単位：百万円)

	令和6年度				
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）				
	0%	10%	20%	30%	50%
現金	344	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,827	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	3,823	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	600	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	4,074	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	14,501	2,818	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	902	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	14,120	-	16,161
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	570	26	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	2	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-
合 計	7,995	5,245	28,650	2,818	16,161

	令和6年度				
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）				
	75%	100%	150%	250%	合計
現金	-	-	-	-	344
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	3,827
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	3,823
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	600
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	4,074
地方三公社向け	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	801	-	18,120
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	300	-	1,202
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	604	3	-	-	30,890
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,531	-	-	-	3,128
トランザクター向け	-	-	-	-	-
不動産関連向け	7,527	-	-	-	7,527
自己居住用不動産等向け	7,527	-	-	-	7,527
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	5,674	-	-	5,674
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	2
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-
株式等	-	849	-	67	917
合 計	10,664	6,527	801	67	78,931

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

【標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳】

(単位：百万円)

	令和7年度					
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）					
	0%	10%	20%	30%	35%	50%
現金	306	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,324	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	2,890	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	2,993	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	9,491	2,908	-	1
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	501	1,003	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	16,627	-	-	15,129
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	553	23	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	-	601	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	601	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-
合 計	9,521	3,547	26,143	2,908	601	15,130

	令和7年度					
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）					
	75%	100%	125%	130%	150%	合計
現金	-	-	-	-	-	306
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	6,324
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	2,890
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	2,993
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	601	13,002
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	300	1,804
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	701	-	-	-	-	32,458
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,434	-	-	-	-	3,011
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	9,880	-	-	-	-	10,482
自己居住用不動産等向け	9,880	-	-	-	-	10,482
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	5,008	-	-	5,008
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	1,267	-	1,267
合 計	13,016	-	5,008	1,267	601	77,745

【リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等】

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値 (%)		資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	
	オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
40%未満	43,838	41,868	871	853	-	-	44,709	42,722
40%～70%	16,161	15,130	-	-	-	-	16,161	15,130
75%	10,664	13,016	-	-	-	-	10,664	13,016
80%	-	-	-	-	-	-	-	-
85%	-	-	-	-	-	-	-	-
90%～100%	6,527	-	-	-	-	-	6,527	-
105%～130%	-	6,275	-	-	-	-	-	6,275
150%	801	601	-	-	-	-	801	601
250%	67	-	-	-	-	-	67	-
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	78,060	76,892	871	853	-	-	78,931	77,745

(注) 1. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

●信用リスク削減手法に関する事項

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー】 (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		26	23	200	-
法人等向け		-	-	-	-
中小企業等・個人向け		26	23	200	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)を含みません。



●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

●証券化エクスポージャーに関する事項

【オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)】

該当ありません

【投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)】

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び 所要自己資本の額等

該当ありません

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

●出資等エクスポージャーなどに関する事項

概 要	当組合の場合、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、株式に対して投資する投資信託及び全国信用協同組合連合会への出資金です。
リスク管理体制	当組合は、余裕資金運用規程により株式の保有を制限し、出資等又は株式の保有は限定的なものとなるようにしております。 また、市場リスク管理規程に基づく相互けん制を基本として業務執行体制を構築するとともに、非上場株式及び株式に対して投資する投資信託の状況については、毎月組合長に報告を行い、適切な管理に努めております。

【貸借対照表計上額及び時価等】

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	777	-	1,228	-
非 上 場 株 式 等	662	-	600	-
合 計	1,440	-	1,829	-

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株等を含めて記載しています。

【出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額】

該当ありません

【貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額】 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 77	△ 38

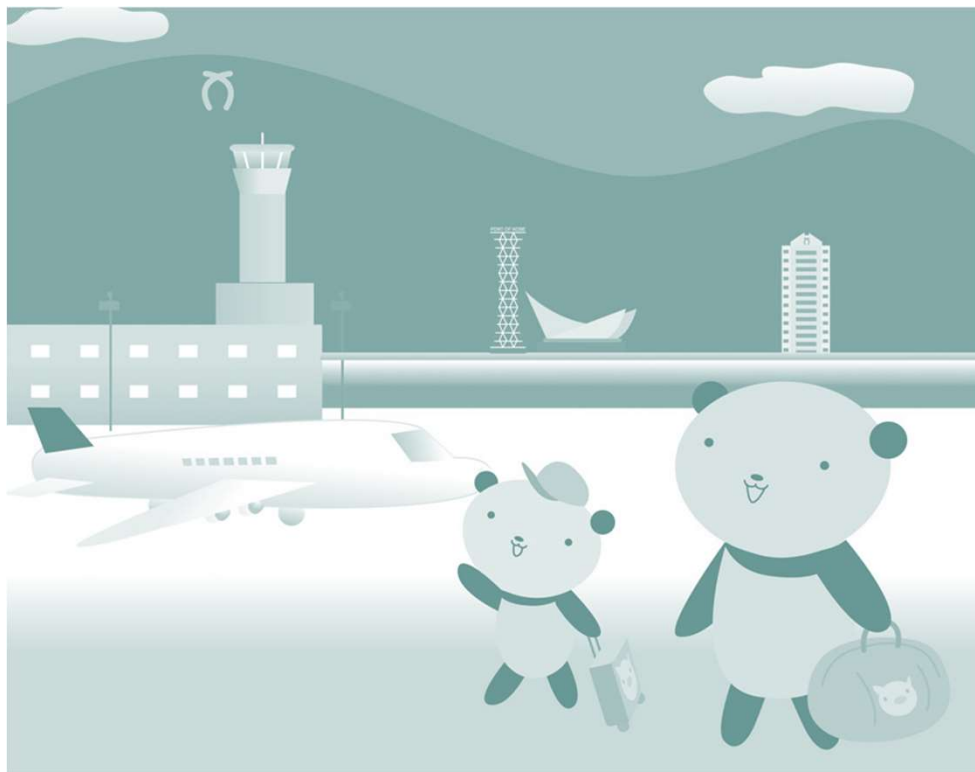
(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額】

該当ありません

【リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項】

該当ありません



※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

内部統制基本方針

当組合は、次のとおり、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部体制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、代表理事が研修等あらゆる機会をとらえて法令遵守の重要性について全役員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- (2) 役職員による法令等遵守を確実にするため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「コンプライアンスポリシー」、「コンプライアンスプログラム」及び「役職員行動規程」を定め、さらにこれらを実践するための手引書として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に周知徹底したところである。今後も、これらの規程等に改正があった場合には、その都度、周知徹底を図ることとする。
- (3) 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本事項は理事会で決定し法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部門で一元的に所管するとともに、各部署にコンプライアンス責任者を配置して法令等遵守の実施状況を監督させる。
- (4) 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合であって、所属部署のコンプライアンス責任者に相談することが困難な場合は、コンプライアンス統括部門に報告又は相談を行うものとする。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守状況について監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 中小企業等協同組合法に従い作成された理事会議事録等、理事の職務執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事又は監事は、前項に基づき保存及び管理している文書又は電磁的記録により作成されている場合にはその記録を常時閲覧できる。

3. 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び各リスク管理に係る管理規程等を制定したところであるが、引き続き、より実効性のあるリスク管理を目指していくものとする。
- (2) リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、リスクごとの管理は、それぞれの所管部署が実施するものとするが、当組合全体にわたる統合的なリスク管理はリスク管理の統括部門において所管するものとする。
- (3) 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

4. 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行が効率的に行われることを確保するため、定期的に理事会を開催し、必要に応じて、事業方針及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるものとする。
- (2) 理事会において、中期経営計画及び各事業年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から業務監査に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 内部監査部門は法令等の遵守状況並びに監査計画及び監査結果について、必要に応じて監事に報告し、意見交換を行う。
- (3) 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。
 - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が内部監査部門の長に対して必要な事項を報告させることができるものとし、また、内部監査部門の職員を当該監事監査業務の補助をさせることができる。
 - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関しては監事の指揮命令に従うものとし、他の理事等の指揮命令を受けない。
 - ③ 内部監査部門は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- (4) 監事への報告体制に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
 - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りではない。
 - a 理事会等で決議された事項
 - b 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
 - e コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f その他組合の経営状況について重要な事項
 - ② 職員は前項 b から f に関する事項を発見した場合は監事に直接報告することができる。
- (5) 監事は常に理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。